

## 設問4. 使用を終えて保管しているPCB使用安定器について

安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器があります。右の写真に示す電気機器が安定器です。



使用を終えて保管しているPCB使用安定器は何台（又は何kg）ありますか。

PCB含有の有無が不明な場合には、別紙3ページ「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。PCB使用安定器を保管していない場合は、「0」（ゼロ）を記入してください。

保管中の「PCBが使用された安定器」 (台数 又は 重量)	台 /	kg
----------------------------------	-----	----

## 設問5. PCB使用安定器の使用について

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年(1977年)3月以前の場合は、照明器具の付属品である安定器にPCBが含まれている可能性があります。

事業所の建物を建築した時期は、昭和52年(1977年)3月以前ですか。

事業所の建物を建築した時期は 昭和52年(1977年)3月以前である	はい	いいえ
---------------------------------------	----	-----

建物の建築時期が昭和52年(1977年)3月以前で、昭和52年(1977年)4月以降に事業所の事務所ごとやフロアごとに安定器を含む照明器具(全体)の交換工事を実施しましたか。

建物の建築時期が昭和52年(1977年)3月以前で 昭和52年(1977年)4月以降に事業所の事務所ごとや フロアごとに照明器具(全体)の交換工事を実施した	はい	いいえ
--	----	-----

PCB使用安定器について、使用中のものがありますか。

PCB含有の有無が不明な場合には、別紙3ページの「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。確認できない場合には、「不明」を選択してください。

PCB使用安定器を使用している	はい	いいえ	不明
-----------------	----	-----	----

**以上で調査終了です。ご協力ありがとうございました。**

この調査票を返送してください。

調査No.

PCB含有電気機器等は、PCB特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

### 横須賀市を含む東京事業エリアの処分期間

高濃度PCB廃棄物	
●PCB使用変圧器・コンデンサー等	令和4年3月31日
●PCB使用安定器等・汚染物	令和5年3月31日
低濃度(微量)PCB廃棄物	令和9年3月31日

## PCB含有電気機器の保有に関する調査票



使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。

銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。また、調査にあたっては、電気設備を管理している**電気主任技術者に必ず相談してください。**

**問い合わせ窓口** 横須賀市PCB調査特設窓口 TEL 0120-504-332(通話無料)  
FAX 03-3941-3161

**対応期間** 令和3年(2021年)3月23日(火)までの9時~17時  
(土日祝日、12/30~1/3を除く)

※ この調査と問い合わせ窓口は横須賀市が株式会社ゼンリンに委託しています。

**【本調査票】 返信の締め切り：**

### 調査事業所情報・記入者情報 (記入及び修正をお願いします。この調査票は返却いたしません。)

記入年月日	令和	年	月	日	調査No.	
事業所名						
事業所住所						
本件に関する担当者					電話番号	
電気主任 技術者名	氏名					
	住所					
調査票代筆 <input type="checkbox"/>	電話番号					

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先(本件に関する担当者、電話番号)を記入してください。電気主任技術者の方の氏名、住所及び電話番号も記入し、今回の調査票を代筆した場合は、代筆欄にチェックを入れてください。また、事業所名、事業所住所について、記載されている情報が異なる場合にはお手数ですが修正をお願いいたします。

# 調査票記入のご協力をお願いいたします

調査票の記入にあたっては、別紙判別方法を参考にしてください。

## 設問1. PCB特別措置法に基づく届出<sup>※</sup>の有無について

PCB特別措置法に基づき、横須賀市に対しPCB含有電気機器の保管状況について届出をされている場合は「あり」に、届出をされていない場合は「なし」に、○印をつけてください。

PCB特別措置法の届出の有無	あ り ・ な し
----------------	-----------

※電気事業法(電気関係報告規則)に基づく届出ではありません。

## 設問2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

右の写真に示す電気機器が一般的な変圧器、コンデンサーです。



その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器(サージアブソーバー)はコンデンサー類としてください。

### (1) 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終えた変圧器、コンデンサー等を保管していますか。保管している場合は「あり」に、保管していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用を終えた変圧器、コンデンサー等の保管	あ り ・ な し
----------------------	-----------

### (2) 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用中の変圧器、コンデンサー等の有無	あ り ・ な し
--------------------	-----------

## 設問3. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、**使用中の機器については、近づく危険ですので、既に作成された書類により確認できる範囲**でお答えください。

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等及び使用中の変圧器、コンデンサー等の保有台数を記入してください。

- 高濃度のPCBを使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。  
高濃度PCBの使用・不使用については、別紙1ページの「変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。
- 低濃度(微量)のPCBを含有していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度PCB」欄に記入してください。低濃度PCBかどうかの判別方法は環境省のホームページを参照して下さい。  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/method.html>
- PCBが含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCBなし」欄に記入してください。
- PCB含有の有無が確認できない機器については「不明」欄に保管台数及び使用台数を記入してください。
- PCB含有不明の機器をお持ちの方は、その分析予定時期を記入してください。
- PCB廃棄物等に該当する場合は定められた期限までに処分しなければなりません。PCB含有の有無が不明の場合には早い時期に濃度分析調査を行って下さい。
- PCB含有不明の機器を分析する場合、コンデンサーのように封じ切りの機器は、絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

PCB含有の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
高濃度PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
低濃度(微量)PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
PCBなし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
不明 ※ 上記(6)(7)参照 分析予定時期 ( 年 月頃)	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台